

## 1 条例改正の趣旨

敬老乗車証について、制度の持続可能性を高めるため、平均寿命の延びや受益と負担のバランスを踏まえ、交付開始年齢の引上げ等を行うとともに、利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる新たな手法を導入することにより、高齢者の社会参加を支援していくため、必要な措置を講じようとするものである。

## 2 条例改正の概要

### (1) 交付開始年齢の引上げ

交付開始年齢を75歳に引き上げる。なお、引上げに当たっては、経過措置期間を10年間設け、その間2年に1歳ずつ引き上げる。

【参考：経過措置期間中の交付開始年齢】

| 生年月日                | 交付開始年齢              |
|---------------------|---------------------|
| 昭和27年10月1日まで        | 令和4年10月以降も交付可能      |
| 昭和27年10月2日～28年10月1日 | 71歳（令和5年10月以降）から交付  |
| 昭和28年10月2日～29年10月1日 | 72歳（令和7年10月以降）から交付  |
| 昭和29年10月2日～30年10月1日 | 73歳（令和9年10月以降）から交付  |
| 昭和30年10月2日～31年10月1日 | 74歳（令和11年10月以降）から交付 |
| 昭和31年10月2日以降        | 75歳（令和13年10月以降）から交付 |

### (2) 交付対象者の変更

交付対象者を合計所得金額700万円未満の方とする。

【参考：合計所得金額700万円以上の方の人数等（令和2年10月末時点）】

|           | 総数       | 合計所得金額700万円以上の方 |       |
|-----------|----------|-----------------|-------|
|           |          | 人数              | 割合    |
| 交付対象者数    | 315,097人 | 6,396人          | 2.03% |
| 上記のうち交付者数 | 149,611人 | 1,600人          | 1.07% |

### (3) 負担金の改定

#### ア 階層区分の細分化

合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を「合計所得金額200万円以上400万円未満」と「合計所得金額400万円以上700万円未満」の階層に細分化する。

#### イ 負担金の引上げ

市民税非課税階層の負担金（年額3,000円）について、中高生の市バス・地下鉄連絡定期券（年額93,860円～129,180円）の最低額の10%程度（年額9,000円）となるよう引き上げる。併せて、市民税課税階層の各負担金についても、現行の市民税非課税階層の負担金との比が同じとなるよう引き上げる。

なお、激変緩和のため、令和4年10月1日から令和5年9月30日までは、引上げ後の負担金の3分の2に抑制する。

【参考：階層区分及び負担金（年額）の対照表】

（現行）

（改正案）

| 階層区分                                     | 負担金              | 人数の構成比 | 階層区分                                     | 負担金                     |                   |
|--|------------------|--------|--|-------------------------|-------------------|
|  |                  |        |  | 令和4年10月1日～<br>令和5年9月30日 | 令和5年10月1日～        |
| 市民税非課税                                   | 3,000円<br>(*約3%) | 63.64% | 市民税非課税                                   | 6,000円                  | 9,000円<br>(*約10%) |
| 市民税課税で、<br>合計所得金額が<br>200万円未満            | 5,000円           | 23.49% | 市民税課税で、<br>合計所得金額が<br>200万円未満            | 10,000円                 | 15,000円           |
| 市民税課税で、<br>合計所得金額が<br>200万円以上<br>700万円未満 | 10,000円          | 6.60%  | 市民税課税で、<br>合計所得金額が<br>200万円以上<br>400万円未満 | 20,000円                 | 30,000円           |
| 市民税課税で、<br>合計所得金額が<br>700万円以上<br>(※)     | 15,000円          | 1.07%  | 市民税課税で、<br>合計所得金額が<br>400万円以上<br>700万円未満 | 30,000円                 | 45,000円           |

（注1）「市民税非課税」欄の(\*)は、中高生の市バス・地下鉄連絡定期券との比。

（注2）「市民税課税で、合計所得金額が700万円以上」区分(※)は、改正後、交付対象外。

（注3）生活保護受給者等は見直し後も無料。

【参考：負担金の引上げに伴う利用者負担】

- 市民税非課税階層について、一人当たり事業費（年間3.8万円）に対し、約10分の1であった負担金は、約4分の1（残り4分の3は市税負担）となる。
- 負担金引上げ後であっても、月額750円～3,750円の負担（中高生の市バス・地下鉄連絡定期券の半額以下）で、市バス・地下鉄のフリーパスを利用できる。なお、市バス・地下鉄共通全線定期券は、年額205,520円である。

【参考：事業費総額に占める利用者負担の割合】

|               |              |          |
|---------------|--------------|----------|
| 令和2年度<br>予算   | 利用者負担<br>13% | 市税負担 87% |
| 令和14年度<br>見込み | 利用者負担 34%    | 市税負担 66% |

(4) 敬老乗車券（敬老バス回数券）の導入

負担金の額ほど利用しない高齢者層の社会参加を支援するため、市内のバス路線に限定した回数券方式の敬老乗車券を、令和5年度から新たに導入する。

【参考：敬老乗車券の概要】

|        |   |
|--------|---|
| 交付対象者  | 敬老乗車証の交付対象者であって、従来のフリーパス方式の敬老乗車証の交付を受けない方（従来のフリーパス方式の敬老乗車証との併給不可） |
| 利用者負担  | 敬老乗車券の額面の半額を利用者が負担し、残り半額を公費負担（公費負担の限度は1人当たり年間5千円（額面が1万円まで交付可能））   |
| 対象バス路線 | 市バスの他、導入に協力の得られる民営バスが運行する市内バス路線                                   |

※ なお、導入5年後に利用状況等の制度検証を行う。

(5) その他

上記2(1)及び(4)に伴い、京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例を一部改正するなど、必要な規定整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記2(1), (2), (3)及び(5)\*（※交付開始年齢に係る改正に限る。）の改正

令和4年10月1日

(2) 上記2(4)及び(5)\*（※交付開始年齢に係る改正を除く。）の改正

令和5年10月1日

ただし、敬老乗車証の交付及び交付に必要な準備行為に係る規定は、公布の日から施行する。

(参考)

1 第2種敬老乗車証（民営バス敬老乗車証）の適用地域の一部拡大

現在、民営バスのみが運行している地域に限定して交付している第2種敬老乗車証について、交付率の行政区間での格差を緩和するため、令和5年度から適用地域を一部拡大する。

交付率が全市平均を下回る行政区の中から、市バス・民営バスの運行状況を勘案の上、協力の得られる民営バスが運行する路線・区間の一部を対象とする。なお、具体的な内容については検討中である。

2 見直しによる効果の見込み

(1) 交付率等の見込み

交付開始年齢引上げの経過措置終了後初年度（令和14年度）の交付率

|        | 令和2年度（実績） | 令和14年度    |
|--------|-----------|-----------|
| 交付率    | 47.48%    | 60%程度     |
| 交付対象者数 | 315,097人  | 約263,000人 |
| 交付者数   | 149,611人  | 約158,000人 |

(2) 財政効果の見込み

ア 交付開始年齢引上げの経過措置終了後初年度（令和14年度）の財政効果

| 令和14年度 |                         |       |
|--------|-------------------------|-------|
| A      | 市税負担①（現状のまま何も見直さない場合）   | 58億円  |
| B      | 市税負担②（上記2(1)~(3)の見直し後）  | 20億円  |
| C      | 市税負担③（上記2(4)及び参考1の見直し後） | 5億円   |
| D      | 見直し後の市税負担の合計（B+C）       | 25億円  |
| E      | 財政効果（D-A）               | ▲33億円 |

イ 令和4~7年度の財政効果（累計額）

| 令和4~7年度 |                         |       |
|---------|-------------------------|-------|
| A       | 市税負担①（現状のまま何も見直さない場合）   | 220億円 |
| B       | 市税負担②（上記2(1)~(3)の見直し後）  | 132億円 |
| C       | 市税負担③（上記2(4)及び参考1の見直し後） | 17億円  |
| D       | 見直し後の市税負担の合計（B+C）       | 149億円 |
| E       | 財政効果（D-A）               | ▲71億円 |

(参照)

現行京都市敬老乗車証条例（抄）

(目的)

第1条 この条例は、敬老乗車証（高齢者が運賃を支払うことなく、公共交通機関の一部を利用することができる証票をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(敬老乗車証の交付対象者)

第2条 敬老乗車証の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) 第1種敬老乗車証 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（寝たきりの状態その他これに準じる状態であって、公共交通機関の利用が困難であると認められる状態にある者及び別に定めるものの交付を受けている者を除く。）

(2) 第2種敬老乗車証 前号の者のうち、北区、左京区、右京区、西京区及び伏見区の区域内で別に定める地域内に住所を有するもの

(敬老乗車証の交付)

第3条 敬老乗車証の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、交付申請者が交付対象者であると認めるときは、敬老乗車証を交付する旨を決定し、その旨を交付申請者に通知しなければならない。

(負担金)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた交付申請者は、敬老乗車証の交付を受ける際、敬老乗車証の交付に係る事業に充てるために負担すべき費用として別表第1に掲げるもの（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者その他別に定める者については、この限りでない。

(負担金の還付)

第5条 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(負担金の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(有効期間)

第7条 敬老乗車証の有効期間は、別表第2のとおりとする。

(通用区間)

第8条 第1種敬老乗車証を利用することができる区間は、別表第3のとおりとする。

2 第2種敬老乗車証を利用することができる区間は、別に定める。

(譲渡、貸与等の禁止)

第9条 敬老乗車証の交付を受けた者は、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(敬老乗車証の返還)

第10条 敬老乗車証の交付を受けた者は、交付対象者でなくなったときは、当該敬老乗車証を市長に返還しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、敬老乗車証の返還を命じることができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 不正の手段により敬老乗車証の交付を受けた者

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(以下略)

別表第1 (第4条関係)

| 区分 |  | 負担金        |
|----|--|------------|
| 1  | 第3条第2項の規定による通知をした日(以下「通知日」という。)の属する年度分の地方税法(以下「法」という。)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(特別区が法第1条第2項の規定により課する法第5条第2項第1号に規定する市町村民税を含む。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又はこれに準じる者として別に定めるもの | 円<br>3,000 |
| 2  | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が2,000,000円未満であるもの又はこれに準じる者として別に定めるもの  | 5,000      |
| 3  | 通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円以上7,000,000円未満であるもの   | 10,000     |
| 4  | 通知日の属する年の前年の合計所得金額が7,000,000円以上である者  | 15,000     |

備考

- 1 敬老乗車証の有効期間が6箇月を超えない場合の負担金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 通知日が1月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「前年」とあるのは「前々年」とする。
- 3 通知日が4月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「年度分」とあるのは「前年度分」とする。

別表第2 (第7条関係)

| 区分  | 有効期間   |
|---|--|
| 通知日が1月1日から6月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間である場合 | 通知日の翌日からその日以後最初に到来する9月30日まで  |
| 通知日が7月1日から9月30日までの間である場合                    | 交付申請者が有効期間の初日を通知日の翌日とすることを希望する場合<br>交付申請者が有効期間の初日を通知日後最初に到来する10月1日とすることを希望する場合 |
|   | 通知日の属する年の10月1日から翌年の9月30日まで   |

(以下略)

現行京都市乗合自動車旅客運賃条例（抄）

（乗車券の種類）

第3条 この条例で別に定めるもののほか、乗車券の種類は、普通券、回数券及び定期券とする。

（以下略）

（旅客運賃の無料）

第12条 次に掲げる旅客の旅客運賃は、無料とする。

- (1) 児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する6歳未満の者
- (2) 6歳以上の旅客（前号の保護者を除く。）が同伴する6歳未満の者（1歳以上6歳未満の者にあつては、当該旅客1人につき2人までに限る。）
- (3) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証の交付を受けている者に限る。）

（以下略）

（乗車券の効力）

第13条 旅客運賃を変更した場合は、その変更前に発売した普通券及び回数券は、新旧運賃の差額を支払って使用することができる。

2 前項の乗車券を所持する旅客は、これと新乗車券との引換えを請求することができる。この場合、新旧運賃の差額は、追徴又は払いもどしする。

（以下略）

第15条 乗車券の様式を変更した場合は、その変更前に発売した普通券又は回数券を所持する旅客は、これを使用し、又は新乗車券との引換えを請求することができる。

2 定期券は、様式変更の後もその通用期間中は有効とする。

（以下略）

現行京都市高速鉄道旅客運賃条例（抄）

（旅客運賃の無料）

第10条 次に掲げる旅客の旅客運賃は、無料とする。

- (1) 児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する6歳未満の者
- (2) 6歳以上の旅客（前号の保護者を除く。）が同伴する6歳未満の者（1歳以上6歳未満の者にあつては、当該旅客1人につき2人までに限る。）
- (3) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者（京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証の交付を受けている者に限る。）

（以下略）